○財務省・農林水産省・経済産業省告示第八号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年七月四日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：津支店 郵便番号：514－0032 所在地：三重県津市中央６－30 電話番号：059－228－4155	営業所又は事務所の名称：津支店 郵便番号：514－0004 所在地：三重県津市栄町４－254－１ 電話番号：059－228－4155

(2)　変更年月日

平成二十八年七月四日

(3)　変更の理由

移転のため

○厚生労働省告示第二百八十五号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第百六十八号を第百六十九号とし、第百五十二号から第百六十七号までを一号ずつ繰り下げ、第百五十一号の次に次の一号を加える。

百五十二　Ｎ－｛(二Ｓ)－二－［(モルホリン－四－イルアセチル)アミノ］－四－フェニルブタノイル｝－Ｌ－ロイシル－Ｌ－フェニルアラニン－Ｎ－｛(二Ｓ)－四－メチル－一－［(二Ｒ)－二－メチルオキシラン－二－イル］－一－オキソペンタン－二－イル｝アミド（別名カルフィルゾミブ）及びその製剤

○厚生労働省告示第二百八十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第八号中(1051)を(1054)とし、(1033)から(1050)までを(1036)から(1053)までとし、(1032)中「カルビドパ」の下に「水和物」を加え、(1032)を(1035)とし、(962)から(1031)までを(965)から(1034)までとし、(961)を(963)とし、その次に次のように加える。

(964)　ラコサミド

第八号中(960)を(962)とし、(211)から(959)までを(213)から(961)までとし、(210)を(211)とし、その次に次のように加える。

(212)　オクスカルバゼピン

第八号中(209)を(210)とし、㉟から(208)までを㊱から(209)までとし、㉞の次に次のように加える。

㉟　アダパレン・過酸化ベンゾイル

○厚生労働省告示第二百八十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第１の１中(227)を(230)とし、(198)から(226)までを(201)から(229)までとし、(197)を(199)とし、その次に次のように加える。

(200)　プロダルマブ（遺伝子組換え）

別表第１の１中(196)を(198)とし、⑬から(195)までを⑮から(197)までとし、⑫を⑬とし、その次に次のように加える。

⑭　イキセキズマブ（遺伝子組換え）

別表第１の１中⑪を⑫とし、(8)から⑩までを(9)から⑪までとし、(7)の次に次のように加える。

(8)　アリロクマブ（遺伝子組換え）

○農林水産省告示第千四百二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、平成十六年九月三十日農林水産省告示第千七百七十九号（租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年七月四日

農林水産大臣　森山　裕

表株式会社北海道畜産公社道東事業所根釧工場の項及び全国農業協同組合連合会徳島県本部鳴門食肉センターの項を削る。

○農林水産省告示第千四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年七月四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　静岡県磐田市上神増字新林五一の一（次の図に示す部分に限る。）五二、五五、字押越五四、社山字西山四四〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字新林五一の一・五二・字西山四四〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び磐田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年七月四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　福井県小浜市本保六〇号東山二一から二五まで、二七から二九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び小浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）